

野田市公契約条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第50号

野田市公契約条例施行規則の一部を改正する規則

野田市公契約条例施行規則（平成21年野田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「学校給食又は保育所給食」を「施設の給食」に改める。

第4条第1号ア中「及び第3号」を「、第3号及び第6号」に、「に定められた東京地区の保全技術員補の日割基礎単価を8で除した額に100分の80を乗じて得た額」を「を指標として、当該契約ごとに、別に定める額」に改め、同号中ウを削り、エをウとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の野田市公契約条例施行規則第3条及び第4条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される公契約から適用し、同日前に締結した公契約については、なお従前の例による。